

令和2年度 第2回

上島町農業委員会
議 事 録

令和2年5月15日

開	会	令和2年5月15日	13時10分					
閉	会	令和2年5月15日	14時20分					
開	催	場所	上島町岩城総合庁舎2階 大会議室・小会議室					
現	地	見	回	日	時	① 5/11 13:00	② 5/11 16:00	③ 5/11 10:00
				農業委員	① 児玉 昭一 委員	② 砂川 正治 委員	② 村上 良一 委員	
				推進委員	③ 西原 邦彦 委員	③ 濱本 等 委員		
				事務局	田中 耕造			
出	席	委	員	古本 貢 委員	小西 佳子 委員	蔵谷 重文 委員		
				村上 穂 委員	竹垣 有奉 委員	砂川 正治 委員		
				村上 良一 委員	西原 邦彦 委員	濱本 等 委員		
				児玉 昭一 委員				
欠	席	委	員	左高 武實 委員	中谷 秀彦 委員	岡辺 恒一 委員		
				村上 啓祥 委員	村上 寛仁 委員	平岡 修 委員		
				森本 隆人 委員	仲平 まゆみ 委員			
職務のため出席した者の氏名	越智 康浩	田中 耕造	大岡 真由美					
	村上 晃子							
議事録署名人	小西 佳子 委員	村上 良一 委員						
議	事	の	概	要	日程第1	会議録署名委員の指名について		
					第1号議案	農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城)		
					第2号議案	農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城)		
					第3号議案	農業振興地域整備計画の変更の諮問について(岩城)		
					第4号議案	農地法第5条許可申請について(岩城)		
					第5号議案	農地法の下限面積要件にかかる別段の面積について		
					その他	前回の総会における処理状況について		
						農業委員会における事務の実施状況の公表について		
						その他		

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局長	定刻となりましたので、ただ今より、令和2年度第2回上島町農業委員会総会を開会致します。今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止として農業委員と現地確認の担当推進委員のみにご案内しております。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員2名です。 上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので、本会は成立いたします。 それでは開会に先立ちまして古本会長より召集のご挨拶をお願いします。
会長挨拶	会長	(開会挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。それでは、これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。
日程第1	議長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。小西委員、村上良一委員、よろしくお願いいたします。
第1号議案	議長	それでは議案審議に入ります。第1号議案を上程します。農用地利用集積計画(案)の諮問について、事務局からの説明を求めます。
	事務局	(内容説明) 本計画地は貸借の継続になります。前回の利用権設定は、使用貸借でしたが、今回は賃貸借に変更となっております。なお、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること、②農作業に常時従事することとなっております。全ての要件を満たしていると判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議長	現場確認された児玉委員の説明を求めます。
	児玉委員	11日に事務局の田中さんと現地に行ってまいりました。赤石ダムからほんの少し下がった場所で、結構高い位置にあります。これは継続案件なので以前から耕作されておりまして、品種は分からなかったんですが、玉が小ぶりで珍しい品種です。それが2列で全部で40本程の数が植わっており、その間に軽トラがずっと入れるような形で、作業しやすいような栽培の仕方になっています。という訳で、きちんと管理されているということを確認してまいりました。以上です。
	議長	ありがとうございました。以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。
	竹垣委員	これ畑じゃなしに、昔は田んぼだったということですか？
	事務局	はい。登記事項証明書の地目のとおり以前は田ということですよ。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	竹垣委員	現状の木は果樹ですか。それとも、ただ雑木交じりになっとんですか。
	事務局	写真では、はっきりと分かりにくいんですけど、果樹です。
	児玉委員	デコポンとか、はるみに近いような樹形で品種は分からないんですよ。珍しい品種で玉がちょっと小さめの金柑に近い大きさの玉で、木はそんなに大きくはないんですけど、結構な大きさの成木が2列に植わっています。
	議長	他にございませんでしょうか。 (「なし」という声)
	議長	それでは第1号議案に賛成の方は、挙手をお願いします。
	採決	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、町から諮問された第1号議案に係る計画(案)が適正である旨を答申します。
	議長	次の議案は西原委員に関する事項ですので、農業委員会法第31条の議事参与の制限の規定により、一旦退席をお願いします。 (西原委員退席)
第2号議案	議長	第2号議案を上程します。農用地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明) 農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること、②農作業に常時従事することとなっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第2号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された砂川委員、村上良一委員の説明を求めます。砂川委員さん。
	砂川委員	田中さんと村上さんと3人で現地確認に行きました。まず不動尊の下の所の現地確認に行きました。簡易ハウスの小さいのが14棟ぐらいありますけど、奥の方に竹やぶがあって、その筍がハウスへ入っているのが見受けられたので、どんどん竹が攻めて来るような状況にあるのかなと思って見させてもらいました。で、管理は十分されているんですけど、ハウスとハウスの間が1mあるなしのような感じなんで、作業効率は、私が見た限りはあまりよくないなという感じで見させてもらいました。私の方は以上です。
	議長	村上良一委員、お願いします。
	村上良委員	あの今日も本人に話をしたんですよ。上のせとかのハウスなんですけど、間を1本にするように切ったら作業効率が良くなるぞという話と。それと竹が、

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	村上良委員	生えて来ているので、側の1m幅ぐらいを切って除草剤を塗ると効果があるように言いました。そして下のレモンの方は、小木が植わっていて作業しやすいように段取りができています。以上です。
	議 長	ありがとうございます。以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。
	竹垣委員	1号議案では、農地の面積を括弧内で足して書いていますよね。2号議案では、どうして括弧がないのですか？足して分かるようにしてもらったらいんですがね。
	事務局	2号議案は、新規案件なので括弧書きはありません。1号議案は継続で耕作面積が追加して増えないので、括弧書きで現在の耕作面積を入れています。今回ののは、左側の設定面積と右側の今耕作している面積を足した面積が、利用権設定後の耕作面積になります。1号議案は継続で耕作面積が増えず、追加にならないので括弧書きで入れています。
	竹垣委員	トータルは、(A)と(B)の合計でしょ。10反ぐらいになるんじゃないか。これ。
	事務局	はい。そうです。
	竹垣委員	それと5163番の農地は、これハウスがありますよね。ハウスが入っていて、借地料がゼロということは、親戚か何かに当たるんですかね？
	事務局	その辺を説明してなかったですね。利用権を設定する人と、設定される人は確かに親戚の間柄です。双方、これでよいということです。収穫したものを幾らか分けますということで、そういう話になっています。
	議 長	他にありませんか。
		無いようですので、採決に移らせて頂きます。
		それでは第2号議案に賛成の方は、挙手をお願いします。
	採 決	(全員挙手)
	議 長	ありがとうございます。全員賛成ということで、町から諮問された第2号議案に係る計画(案)が適正である旨を答申します。
		(西原委員着席)
第3号議案	議 長	第3号議案を上程します。農業振興地域整備計画の変更の諮問について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本除外申請にかかる農振法の要件ですが、①農用地以外の土地とすることが適当で申請地以外に代替する土地がないこと、②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、③効率的かつ安定的な

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	農業経営体の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、④土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、⑤農道等の基盤整備事業完了後8年以上を経過していること、以上の全ての要件を満たしており、本農振計画の変更は適当と判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された西原委員、濱本委員の説明を求めます。
	西原委員	農地転用の農用地除外ということで、5月11日に濱本委員と事務局、私の3人で現地を見に行きました。隣に90歳近いお父さんが住んでいて、やはり娘さんが近くにいたら良いということで、反対するような点もないと思いますので、私は良いと思います。
	濱本委員	現地で西原さんと事務局と私と3人で見に行きました。お父さんの話では、娘さんは遠くで家を建てる予定だったんですが、遠くだと車で通わないといけなくて、近くだといつ何かあった時にもお父さんの面倒が見れると。違う他の土地は、段々畑で建てる土地がないので、今回はしょうがないんだと。直ぐ近くでお父さんの面倒もみれて良いと思います。
	議長	ありがとうございました。以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	竹垣委員	2、3年前に同じ岩城で親子が家を建てましたよね。建てる申請があった時に、あの時には建築費用とか資金の調達の方法とか記載していました。今回は宅地転用ということだけで、そういう書類は要らん訳ですか？
	事務局	前回の資料と違うんじゃないかと。
	竹垣委員	前回の資料は、建築費用とか資金の調達なんかも全部載っていました。今回は簡単な図面だけで建築費用とか資金の調達なんかは全然載ってないですよ。どう違うんですかね？
	事務局	手続き自体は前回と同じです。再度、5条申請を出す時には、当然、資金計画書などは付けて出させてもらいます。今回は、先程も申し上げた農振法の5つの要件で除外していいか、どうかというところを、ご判断頂きたいということです。
	竹垣委員	前回の案件も、親の畑に息子が家を建てるということでしたよね。全く同じような案件で、建築費用とか資金の調達まで載せるとということは、書類のあれでそういう風になっただけですか？それとも本人等そういう申請をしたから載せたということですか？
	事務局	農振除外手続きのフローにもありますが、再度、5条許可申請を提出する時には、そういった資金計画書を付けるように指導させていただきますので。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	事務局	今回は用意できていないということです。
	議長	よろしいでしょうか。もう一回、5条申請で審議がありますので、その時に添付して頂くということで。他にございませんでしょうか。
		意見が無いようなので、採決に移らせて頂きます。
		それでは、第3号議案の賛成の方は挙手をお願いします。
	採決	(全員挙手)
	議長	ありがとうございます。全員賛成ということで町から諮問された第3号議案に係る変更(案)に対し、意見がない旨を答申します。
第4号議案	議長	第4号議案を上程します。農地法第5条申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、一般基準の農地の全てを確実に事業の用に供すること、①事業者の資力・信用はあるか、②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているか、③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、一時転用の継続ですので支障ありません。また周辺の営農条件に悪影響を与えないことについては、被害防除措置計画書に記載のとおり現状も適切に処理されており、周囲の苦情等もありません。以上、一般基準の要件は満たしていると判断されます。続いて立地基準は、農振地域内の農用地区域農地ですが、公共事業にかかる一時転用で工事完了後は農地復旧が確実に実施されると認められ、周辺農地の農業上の利用に支障もないことから、許可相当であると判断されます。第4号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された西原委員と濱本委員の説明を求めます。
	西原委員	5月11日に濱本委員と事務局と私と3人で現地を見に行きました。何か月かの延長なので、どこも問題はないと思います。
	事務局	20ヶ月です。
	西原委員	実際に使っているので、全然、問題はないと思います。以上です。
	議長	濱本委員。
	濱本委員	5月11日に事務局と西原委員と3人で現地確認しましたが、農地法の申請で3年経って、また再度申請ということで、もう建物も建っていますし、何ら問題はないと思います。
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。 竹垣委員さん。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	竹垣委員	この書類を見て思ったのは、22から29ページまで役員とか会計監査の事の名前が載っていますね。これ事務局は要るかもしれませんが、我々農業委員はね、多分見るのも面倒くさいぐらいですわ。経費の節減でもしてこれだけ焼くだけでも省けるものは省いてもらっても結構ですよ。
	事務局	県へ提出するのは、これをちゃんと付けているので。
	竹垣委員	もったいないですよ。
	事務局	法人の登記事項証明書ですよ。
	議長	他にございませんでしょうか。
		無いようですので、採決に移らせて頂きます。それでは、第4号議案を賛成の方は、挙手をお願いします。
	採決	(全員挙手)
	議長	ありがとうございます。全員賛成ということで、県農業会議に意見照会のうえ、本申請が適当であるとの意見を添えて県へ進達します。
第5号議案	議長	第5号議案を上程します。農地法の下限面積要件に係る別段の面積について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
	議長	以上で説明は終わりです。皆様、ご意見、ご質問はございませんか。これは前回の総会後のその中で農業委員さん推進委員さん全員がおられた時に説明した案件ということで、ご意見ご質問はございませんか。
	西原委員	岩城の推進委員さんは、10アールにすと言っていました。
	議長	はい。その時には。
		無いようなので、採決に移らせて頂きます。
	議長	それでは、農地法の下限面積要件に係る別段の面積について、現在の岩城地区のみ30アールの設定を改めて、町内全域10アールに変更という方は、挙手をお願いします。
	採決	(挙手6名)
	議長	6名の賛成ということで、過半数の賛成ですので、それでは上島町全域で10アールに変更して告示を行い、県へ報告します。
	議長	それでは以上をもちまして、令和2年度第2回農業委員会総会を終了いたします。